学校いじめ防止基本方針の概要

1　いじめの防止等の対策のための組織　「いじめ防止対策委員会」

（1）構成員

校長、教頭、主幹教諭、各学部主事、生徒指導主事、生活指導部いじめ防止対策担当、人権教育主任、養護教諭、外部専門家　　※必要に応じて関係職員も参加する。

（2）組織の役割

学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって以下のような中核となる役割を担う。

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
・いじめの相談、通報の窓口としての役割
・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の集約と記録、共有化を行う役割
・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

特に、いじめであるか否かの判断は組織的に行う必要があり、**当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う**ため、**教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する**ことが重要である。加えて、当該組織に集められた**情報**は、個別の児童生徒ごとなど**体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る**ものとする。なお、**情報の窓口を一元化**するため、**情報の集約などに係る業務を担う担当者（情報集約担当者）を置く**。情報集約担当者は、**学部主事**とする。

2　いじめの未然防止の取組と実施時期

（1）いじめの防止について

いじめは、どの子どもにも起こりうることから、**すべての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む**。また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

また、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることで、ストレスを乗り越え、児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践が望まれる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（2）「心のきずなを深める月間」の取組

職員の人権意識チェックアンケート、仲間づくりの取組アンケート調査を6月に実施する。

（3）情報モラル教育

携帯電話やスマートフォン等を所持している児童生徒に対して、適切な使い方（利用5か条等を含む）について、保護者と連携したルールづくりなどを行う。

（4）人権教育

・学部ごとに人権教育の授業に取り組み、各学部で評価を行って人権学習について検証する。

・人権教育実践レポートを書き、グループでレポート検討を行う。

3　いじめの早期発見の取組と実施時期

（1）いじめの早期発見について

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、**わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から適切にかかわり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように組織的に対応し、いじめの早期かつ適確な発見と認知に努める**ことが必要である。

このため、すべての教職員は自らの「いじめに気付く感受性」を磨くとともに、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、保護者からの情報も大切にしながら、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。また、気になることがある場合の相談を担任をはじめ学部主事や管理職に行うことができることを年度初めの学部集会、学部懇談会やPTA総会で周知する。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要がある。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが求められる。

また、児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくために具体的事例を基に主体的に考える学習を学級活動、LHR等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会をもつことが重要である。

（2）日常の取組

児童生徒の日誌や連絡帳の保護者の記述も含めいじめ等の兆候がないか日常的に観察する。また、児童生徒との信頼関係をつくるとともに相談しやすい環境づくりに努める。

（3）個別面談

年度当初と学年末に個別の教育支援計画等についての個別面談を実施するときに、いじめ等の問題はないかについて保護者と確認を行う。

（4）アンケート調査

12月に「心のアンケート調査」を実施し、いじめがないかどうかを調査し、いじめがある場合はいじめ解消へ向けて組織的に取り組む。

4　いじめに対する措置

・**いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合には、直ちに学部主事、生徒指導主事、人権教育主任、管理職に報告**する。**事実を確認した上で「いじめ防止対策委員会」において対応を検討**する。

・重大事態に備えて、県教育委員会が作成したマニュアル等を参考に、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教職員間で共有しておく。

・**いじめが認知された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保**する。

・いじめの解決には、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。**学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視**していく。